

俗別当の成立

——とくに「官人」俗別当について——

菊池京子

【要約】 平安初期の仏教政策に深いかわりのある俗別当については、従来地方豪族の氏寺の氏人（檀越）俗別当だけで論ぜられて来たが果してそれでよいであろうか。ここでは延暦寺、東大寺、東寺などの諸官寺にみられる俗別当が左右大臣、弁官、史官などの官人であったことに注目し、「官人」俗別当とも云うべきものの存在を認め、その成立状況を通じて性格及び役割などを論及した。さらに俗別当の源流としては、推古朝・天武朝の仏教統制機関としての「法頭」ではなく、むしろ中国唐代にみられる「功德使」が考えられるのではないかと云う試論を提出した。氏寺の俗別当と共に、かかる官人俗別当をあわせ考察することによって、はじめて平安初期仏教政策の展開状況を総合的に理解することが出来るのではあるまいか。

史料 五一卷一号 一九六八年一月

一 は じ め に

平安初期の仏教政策の展開を考える上で忘れてならぬものに俗別当の存在がある。これについては今までに奈良末平安初期地方豪族の抬頭による私寺建立といった動向の中において氏寺の氏人（檀越）俗別当というものが論ぜられている。したがってそこで論点は、たとえば竹内理三氏の説にみられるように、いわゆる俗別当は「檀越であることの外は、寺院に対する権能は弱かつ

た^②」というのが一般的なのであったように思われる。氏人俗別当に関する限り、わたくしも竹内氏の説に異論はないが、寺院の俗別当という場合、この氏人・檀越だけに限定して論じてよいものであろうか、という疑問が当然出てくる。というのは、次のような記事は俗別当が私寺だけのものでなかったことを示しているからである。

それは、弘仁九（八一八）年八月二十七日上表した最澄の「山家学生式」^③の中の文句である。

凡此天台宗院。差俗別当兩人。結番令加檢校。兼令禁盜賊酒女等。住持仏法。守護國家。

この記事はおそらく俗別当の初見と思われるが、これによれば俗別当をおく目的は、僧尼の肅正、仏法の住持、そして国家の守護にあったのであって、それは道鏡以来墮落した仏教界を一新しようとした光仁・桓武朝の政策にそのまま連なるものであった。そしてこれが実際に置かれたのは、これより五年後、最澄入寂後の弘仁十四（八二三）年三月三日のことである。「天台座主記」に、

弘仁十四癸卯二月廿六日 勅賜寺額、号延暦寺、三月三日勅以中納言藤原朝臣三守右中弁大伴宿禰國道被定置寺家別当、從此以後、以左大臣為檢校、以左大弁、左大史為別当、とあり、左大臣、弁官史官などの官人が充られたことがわかる。この史料が注目されるのは、俗別当が「氏人」俗別当というより「官人」俗別当ともいふべき存在であったということである。したがってこの官人俗別当を検討することこそ、桓武朝における宗教行政の動向がうかがえると思うのである。

そこで以下官人俗別当を中心に、俗別当が平安初期どのような状況の中から生れたのか、そしてどのような性格を持つものであったのか、どのような官人がこれに補されたのか、更には当時の寺院政

策の中においてどのような役割を果たしたのか、その政治的意味如何、といったことについて考えて行きたいと思う。^⑤

- ① 井上光貞「王仁の後裔氏族と其の仏教——上代仏教と帰化人の關係に就いての一考察——」（『史学雑誌』第五十四編第九号所載、九四六頁）、西口順子「九・十世紀における地方豪族の私寺」（『仏教史学』第十一卷第一号所載、三十二—三頁）など。
- ② 「延喜式に於ける寺院」（『律令制と貴族政權』第Ⅱ部、五三四頁）。尚本稿作成に際しては竹内理三先生のこの論文に負う所が多い。改めて謝意を表する次第である。
- ③ 「勅擬天台宗年分学生式」、この八条式の最後の条文にみえる。『伝教大師全集』第一所収。又、『平安遺文』第八卷、四四一九号「僧最澄上表文」八カ条としてもみえる。
- ④ 『続群書類従』第四輯下補任部十二、五七八頁。尚「寂岳要記」上（『群書類従』第二四輯、釈家部所収）にもみえる。
- ⑤ 円融天皇の御願寺円融寺の俗別当については、先に「円融寺の成立過程」（『史窓』第二十五号所載）において述べたのでそれも参照していただきたい。

二 俗別当の成立

俗別当がどのようなから発生してきたかを考察するには、当時の宗教行政を含めた政治史が注意されねばならない。すなわち、奈良末道鏡を中心とした法王政治による政治や僧尼の腐敗は、光仁・桓武朝の仏教肅正、平安遷都という形で政治刷新を要請

した。^①とくに桓武天皇の仏教統制が主として南都仏教に対するものであったことは、右の事情より推して当然であったと思う。そして平安寛都後はじめて建立された延暦寺に俗別当は設置されたのである。奈良仏教の轍を踏まいたためであつたろう。俗別当がこの様な状況の中から生れていることを再認識した上で、われわれはまず発生の問題から考えて行かねばならない。まず延暦寺の俗別当の成立事情について考えてみよう。

(イ) 延暦寺の俗別当

延暦寺の俗別当は、先にも触れた如く最澄入寂（弘仁十三年六月四日）の翌年（八二三）二月廿六日勅によって寺額を延暦寺と賜い、三月三日に藤原三守と大伴国道を以って定め置かれたのをはじめとする。そしてこれは最澄の提唱した「俗別当兩人」であり、桓武の志をついだ嵯峨朝に成立したのである。延暦寺における大乘戒壇の設立は、最澄生前には実現しなかったのであるが、弟子の光定が奔走し寂後七日目の六月十一日にその設立をみた。この設置に当り光定に協力して嵯峨天皇に直接奏聞を可能にくれた四賢臣があつた。即ち「僧光定上表文」に、

（前略）最澄法師云、建立桓武天皇御願之宗、（中略）御願興隆、憑四賢臣、其四賢臣、故贈正一位左大臣兼行左近衛大将藤原朝臣冬嗣・故贈從二位行大納言兼右近衛大将良峰朝臣安

世現有從二位行大納言守春宮坊傳藤原朝臣三守・故參議從四位上兼守右大弁行陸奥出羽按察使伴宿禰國道、（下略）とあり、延暦寺建立には、これら四臣の力が大きかったことがわかる。

初代の俗別当が右の様な四臣のうちから選ばれたことは、皇室と延暦寺との関連がうかがえて興味深い。と同時に俗別当が重職者で占められていたことを物語っている。藤原三守は嵯峨天皇の在位中は藏人頭として近從し讓位後は嵯峨院の「院司貫主」となった、東宮時代以来の嵯峨の近臣であつた。^②それは又天長十（八三三）年ごろ同じく延暦寺の別当であつた藤原吉野が淳和天皇の近臣であつたこととも共通して、まず最初に設置された延暦寺の俗別当が宮廷内の天皇の側近者で占められた事は注目しておいてよいと思う。それはこの設置が藏人所など天皇の身のまわりの事について行なう「所」^③の成立時期とも一致するのであつて、「所」の別当と俗別当との関連性を思わせるからである。

さて延暦寺の俗別当の役割を知る上で注目される「伝述一心戒文」^④巻中の「年分二度者勘籍之事申下民部文」には次の様なことが述べられている。

弘仁十三（八二二）年六月四日に最澄は遷化し、その七日後菩薩僧の官符が下つた。そして翌十四（八二三）年三月十七日国忌

の日に二人の得度が終った。しかし勘籍のことが甚だ難しくこれに非常に悩んだ。仁忠は玄蕃寮が二度者の籍を勘すると云うが光定は『顯戒論』に「天台宗二度者。不預僧籍。不属僧統」とあることから、「何況玄蕃寮。不知勘籍之由」とする。光定

は別当の伴国道に、去る弘仁元（八一〇）年光定が籍を勘するの時は治部省允・録二人と民部省允・録二人が相交って勘籍を成した、しかし今延暦寺の別当は太政官の左中弁が兼ねるところであるから民部省の允・録二人を召して天台宗度者の籍を勘する様にして欲しい旨を話したところ、「伴左中弁。聞而以後。課於民部省。則彼省云。下官符而可成勘籍矣。延暦寺別当權中納言從三位兼行皇后大夫左兵衛督藤原朝臣三守。從四位下行左中弁勲六等大伴宿禰国道。二別当達殿上。而勘籍官符。下於民部省。自爾以後。宗二度者。勘籍之日。不往官所。在於山裏。得於度縁」となり、天台宗度者の勘籍は官庁に往って行わずとも山に在って度縁を得ることが出来るようになる。これを光定は「承先師命。為伝於宗。勞而奉仕。伴左中弁。不幾之間。位登於参議。功德之助。將見龍華。伝宗之功。顯於後際。我宗同法。察興法由。先師之功。成於滅後」り、「有心之人。知二大夫功德也。伝法之人。在於高位。二别当之功德。不可量。以此之志。令知将来」と述べて、最澄が主張した俗別当がその

滅後功を奏したこと、并にその際二人の別当が果たした役割を非常に重くみていることがわかる。

ここから勘籍に関することが俗別当の役割の一つであったことが理解出来るのである。と同時に僧尼の名籍を扱う治部省の被官である玄蕃寮は実質的な力を失ないつつあったこともみのがせない事実であろう。又同文中には「延暦寺別当。在太政官左中弁」とあり、八省を管した弁官がこれ以後の俗別当に任ぜられたことは、次に述べる東大寺においても同じであった。そこで東大寺の俗別当の成立事情に中心をおいてさらにその役割、性格などを考えてみよう。

- ① 辻善之助氏『日本仏教史』第一卷上世篇、第四章平安時代初期、第一節桓武天皇の教界革新、二三五頁。
- ② 『平安遺文』第八卷、天長十年十月廿八日、四四三五号。
- ③ 渡辺直彦氏「嵯峨院司の研究」（『日本歴史』二一〇号、五〇頁）。
- ④ 同右、及び『公卿補任』天長五年。
- ⑤ この「所」とは、いわゆる藏人所のみをいうのではなく、藏人所を含めた天皇家家政機関を形成する「所」、すなわち殿上で駆使する童子内豎を掌る「内豎所」、記録をつかさどる「内記所」、御膳、酒肴、菓子を供する「御厨子所」、調度品を作製する「作物所」、侍医、薬生等の直所「薬殿」、御服の裁縫を掌った「御櫛笥殿」（御匣殿）などの「所」をいうのである。内裏にあったこれら「所」は院及び摂関家の家政機関の原型となったものであるが、この「所」の成立については別稿を予定しているので、詳述はそれに譲りたいと思う。

⑥ 『伝教大師全集』第一所収。光定撰。

⑦ このことは、弘仁十四年二月廿七日に下された太政官符にも「應試業者先申別当三聽、彼處分。試業已訖亦申別当。々々執奏」^⑦、「於彼寺試。得度既畢別当申官。勘籍并与度縁。然後下治部省。」とみえる（『類聚三代格』卷二、年分度者事）。

（口） 東大寺の俗別当

東大寺は南都にあり桓武天皇の統制の枠内にあったとはいえ、聖武天皇発願以来の総国分寺でありすなわち官寺である。したがってその俗別当設置の状況も新に建てられた延暦寺のそれとは少々事情を異にするのも当然であろう。さらに東大寺には奈良時代より造東大寺司が置かれており、これは延暦初年一時廃止されたが、この長官と俗別当との関連も一応気になる。今これについての詳述は避けるが、先学の考察によれば内容的に俗別当がその系譜を引いているとされている。尤も天平宝字六（七六二）年三月一日の「造寺司牒解」^④には、木工所、造瓦所等の別当として造寺司の判官、主典などの官人が充てられていることが見えたり、又天平神護二（七六六）年十月廿一日の「越前国司解」^⑤によると越前国の検田使に造寺司の判官がなっていることが認められ、初期東大寺における寺院経済に関する存在として後の俗別当の職掌と共通する点がみられる。したがってここでは一応造東大寺司の存在に注目しておこう。

さて延暦十四（七九五）年七月十八日、桓武天皇は使を南都七大寺に遣し、常住の僧尼を檢校せしめた。^⑦これを園田香融氏は「俗別当制度の先驅」とされている。ついで同十七（七九八）年七月廿八日の勅には、^⑧

平城旧都。元來多寺。僧尼猥多。濫行展聞。宜令正五位

下右京大夫兼大和守藤原朝臣園田便加檢察^⑧。

とあって、南都に右京大夫兼大和守園田人を遣し檢察を加えさせているが、これも同じ趣旨によるものと考えられる（なお右京大夫は「僧尼名籍事」をも掌った^⑩）。

しかし当面問題とする東大寺については、延暦廿四（八〇五）年四月廿四日の「太政官牒」^⑩に、使造宮少屬從七位上田中朝臣名守を東大寺に遣し三重塔造營のため同寺にある雜材を檢録せしめたというのが注意されると思う。更に大同元（八〇六）年七月十五日、東大寺の雜事を檢ぜんがために使として、南海道觀察使從四位下守右大辨吉備朝臣泉、從五位上行玄蕃頭藤原朝臣千引、從五位下守大和守藤原朝臣永貞、外從五位下行造西寺次官兼木工少工秦宿禰都伎麻呂の四人が遣されている。^⑫これには平城天皇により設置された觀察使や弁官、玄蕃頭、大和守等が連記されており、後の俗別当の官人を彷彿とさせるものがある。しかるに、この後承和五（八三八）年八月三日の「造東大寺司所記文案」^⑬に、

別当
大法師位円明

参議民部卿朝野宿禰鹿取

内堅高橋朝臣祖嗣

内堅石川朝臣真主

とあり、ここで「別当参議」及び「別当内堅」が登場してくるのである。ここにみえる石川真主は、延喜十三（九一三）年十月三日の「東大寺解」^⑮所引の承和五（八三八）年五月五日の太政官符に寺家俗別当正六位上石川真主としてみえる人物のことで、因幡国に派遣されて勘領することを命ぜられている。事実承和九（八四二）年七月に真主は因幡国司と共に東大寺の寺田を勘領している。^⑯又承和七（八四〇）年六月廿五日の「阿波国司解」^⑰によると真主は阿波国の東大寺地をも実録せんがために使となっている。すなわち、ここでは東大寺領の「檢校」とされており、東大寺に於ける初期の俗別当にはこの様な役割があったことがしられるのである。そして承和十三（八四六）年九月廿五日の「僧綱牒」^⑱には、別当左大弁とあるから、この頃の東大寺の俗別当には左大弁が任ぜられていたことがわかり、ほぼ承和年間にはその成立が考えられると思う。

なお『東大寺別当次第』^⑲に、

廿六
伝燈大法師位真祖。

貞観元任。（中略）寺務十二年。自貞観元年至同十二年。

俗別当右中弁藤原良近。

とあるところからか、竹内理三氏は貞観年中の藤原良近をもって東大寺俗別当の初見とされているが如何なものであろう。このことは貞観十三（八七一）年十月卅日の「造東大寺司牒」（東大寺俗別当牒）^⑳にも、

別当参議民部卿兼春宮大夫近江守南淵朝臣年名

右中弁藤原朝臣良近

と署名があり、同年には年名、良近の兩名が別当であったことがわかるのであるが、さらに同年八月十七日の「太政官牒」^㉑に

太政官牒東大寺

参議民部卿正四位下兼行春宮大夫近江守南淵朝臣年名

右、從三位守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基経宣、奉勅、宣定別当中納言兼右近衛大將從三位藤原朝臣、常行之替者、寺宣承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、貞観十三年八月十七日正六位上行左少史伴連「貞宗」^㉒

参議右大弁從四位上藤原朝臣

とあって、南淵年名が任ぜられる八月十七日以前において藤原常行が別当に任ぜられていたことがわかるから、良近の他常行も俗

俗別当の成立（菊池）

東大寺俗別当補任交替表

官位	人名	年号	西暦	官位	人名	備考
中納言兼右近衛大將 從三位	藤原 常行	貞觀十三、八以前		右中弁	藤原 良近	俗別当良近の名『東大寺別当次第』第廿六代真親（貞觀元—十二）の項にみゆ。
参議民部卿正四位 下兼行春宮大夫近 江守	南淵 年名	貞觀十三、八、十七 同 十、卅	八七一 八七一	右少弁兼東宮學士 從五位上	橘 広相	「常行之替」とある。 「東大寺俗別当牒」造東大寺司牒に別当として年名、良近の名みゆ。 「故神祇伯良近之替」とある。
参議從三位	在原 行平	貞觀十七、十、廿四 元慶元、九、七 同 十二、廿一	八七五 八七七	從五位上守右中弁	藤原 保則	「故大納言年名之替」とある。 「左少弁広相選任式部大輔之替」とある。
		元慶二、五、廿七	八七八	右少弁從五位上	安倍 清行	「右中弁正五位下兼出羽權守保則向任國之替」とある。
		元慶四、三、廿九	八八〇	右少弁從五位下	平 季長	「右少弁從五位上清行選任播磨守之替」とある。
		元慶六、閏七、十七	八八二	左少弁從五位上	安倍 清行	
正三位行中納言兼 民部卿	在原 行平	元慶八、十一、十三	八八四			『平安遺文』九卷四五四七号にみゆ。
参議正四位下行播 磨守	源 直	仁和三、六、二	八八七	左中弁兼左近衛少 將備前權介從四位 下	藤原 有穂	『東大寺別当次第』にみゆ。
		仁和四、九、十三	八八八	右中弁從五位上	平 季長	「左中弁有穂選任中宮職大夫之替」とある。

大納言正三位兼行 左近衛大將	藤原 時平	寛平四、三、廿九	八九二	正五位下守右中弁 兼行美濃權守	源 昇	「右中弁季長遷任近江介之替」とある。
昌泰元、十、八	八九八	正五位下守左中弁	平 季長	「參議從四位下行左中弁昇遷任勘解由長官之替」とある。		
昌泰二、三、廿八	八九九	遣唐副使從四位下 守右大弁兼行式部 大輔侍從文章博士	紀 長谷雄			
昌泰二、五、十四	八九九					「東大寺檢校」と定む。
延喜十、六、十四	九一〇	從五位上守右少弁	藤原 当幹			「中納言長谷雄薨卒之替」とある。
延喜十、八、九	九一〇	造講堂長官右少弁 正五位下	平 時望			「東大寺別当次第」に造講堂長官とある。
延喜十二、五、廿三	九一二					
延喜十八、五、廿三	九一八					
延喜廿、九、廿	九二〇	從五位下守權右少弁	藤原 元方			「左少弁時望遷任修理大夫之替」とある。
延喜廿一、三、八	九二一	從五位下守右少弁	源 公忠			「左少弁元方遷任右京大夫之替」とある。
延長七、二、廿五	九二九					「東大寺別当次第」には「十一月五日」とある。
承平元、五、五	九三一					「東大寺檢校」と定む、
承平七、三、五	九三七					「東大寺別当次第」には「俗別当恒佐」とある。
中納言從三位兼行 左衛門督	藤原 恒佐					
右大臣	藤原 恒佐					
中納言從三位 左衛門督	藤原 清貫					
權中納言從三位	藤原 道明					
權中納言從三位	紀 長谷雄					
左大臣	藤原 時平					

從三位守大納言兼 右近衛大將行陸奥 出羽按察使	藤原 実頼	天慶三、十二、七	九四〇	從五位上守右少弁	菅原 在躬	「東大寺檢校」と定む。
右大臣	藤原 実頼	天慶六、八、廿二 天慶七、八、十九 (康保元) 応和四、三、廿三	九四三 九四四 九六四	左少弁正五位下	紀 文相	
右大臣	源 高明	康保三、二、三 (安和元) 康保五、二、十六 安和二、閏五、七	九六六 九六八 九六九	從四位上行右中弁 右大弁從四位上	源 保光	司人紀時真、東大寺別当左少弁(文相力)の任隙を別当三綱に付す。 高明を「東大寺別当」に補す。
右大臣	藤原 在衡	天祿元、八、廿八 天祿元、十二、廿五	九七〇 九七〇	從四位下行權左中弁	藤原 為輔	「件人宜如旧為彼寺別当」とある。 「東大寺別当」に補す。
從三位守大納言兼 左近衛大將	藤原 頼忠	天祿二、十二、廿六 貞元元、十二、一	九七一 九七六	右大弁從四位上 從四位下行權左中弁 兼東宮學士文章博士	藤原 為輔 菅原 輔正	「件等人宜如旧為彼等別当」とある。
右大臣	藤原 頼忠	貞元三、十一、十 (天元元) 天元四、二、十九 永觀二、三、七 寛和二、三、五	九七八 九八一 九八四 九八六	從四位下行右中弁 從四位下行權左中弁 從四位上行左中弁 正四位下行右大弁	源 致方 源 致方 源 致方 源 致方	「如旧」とみえる。 「如旧」とある。
左大臣從二位兼行 皇太子傳	源 雅信	永延元、十二、五	九八七			「如旧」東大寺別当と為す。

右大臣	源 重信	永祚元、十二、九	九八九	正四位下行左中弁 兼近江權介	平 惟仲	
		永祚二、十、十	九九〇	正四位下行右大弁 兼内藏頭近江權介	平 惟仲	「如旧」とある。
		正暦四、十二、十七	九九三	從四位下行右中弁 兼太皇太后宮權亮	源 俊賢	重信を「東大寺別当」と為す。
		長徳元、九、廿六	九九五	從四位下行右中弁 兼東宮學士	高階 信順	
右大臣從二位兼行 右近衛大將	藤原 頭光	長徳二、十、十九	九九六	從四位下權左中弁	源 相方	
右大臣正二位	藤原 頭光	寛弘七、	一〇一〇			
		寛弘八、六、十三	一〇一一	右大弁藏人頭	源 道方	
左大臣正二位	藤原 頭光	寛仁四、閏十二、十三	一〇二〇	從四位上行左中弁 兼内藏頭近江守	源 經頼	『東大寺別当次第』には左大臣藤原 頼通とある。
右大臣正二位兼行 右近衛大將皇太弟 傅	藤原 実資	長元四、九、十六	一〇三一	正五位下守右中弁 兼和泉守	源 資通	
		長元九、十二、廿二	一〇三六	防鴨河使從四位上 行右中弁兼和泉守	源 経長	
		長久三、二、十七	一〇四二	正四位下行左京大 夫兼左中弁周防權 守	源 経長	

* 『東大院文書』においては、長徳元、九、廿六以下官符紛失注文とあり、長久三、二、十七以降俗別当について記載なし。尚『東大寺別当次第』においては、長久三、二、十七以降しばらく記載がないが、第七十四代僧都勝覺の項に「俗別当右中弁藤原為隆」とあり、その後はみえない。

別当であったとしなければならない。しかも先述したように別当石川真主の存在も確認されるから、一概に良近をもって初見とするのには疑問があるように思う。

さて東大寺における貞観十三（八七一）年以降長久三（一〇四二）年までの俗別当補任交替について、右に掲げた「太政官牒」をはじめとする関係文書四十余通が『東南院文書』中に存しているのでそれを表にしてみた（別表）。この表により次の様な事が注目されると思う。

(一) 弁官が主として別当になっている。

(二) 貞観——元慶の間には主として右弁官が補任されている。

(三) 延長の頃までは闕となればすぐにその替が任ぜられており、初期の補任が比較的規則正しく行われていたことがわかる。

(四) 別当は二人を定員としていた様である。但し昌泰二——康保二年の間は検校一人別当一人としたが康保三年以後は又別当二人となった。この頃には検校に引きつづいて別当二人のうち一人は、ほとんど大臣が補されている。

(五) 竹内氏は俗別当には任期がなかったとされるが、一応二年もしくは四年で遷替の牒が出されている点、宮廷内の女官別当（令外官）が四年を限りとしていたこと、寺院の別当も四年をもって秩限と為していたこと、又後述する様に国守が俗別

当の場合等のことと関連して考えると、やはり四年が任期であったのではなからうか。年限の不同は選任や死去による闕の替とか、又重任によるためであろう。

数量は多いが類型的な内容なのでこれ以上のことはいえないのであるが、別表にみえる人物のうちとくに初期の俗別当数人についてその官歴をみておきたいと思う。成立期に本質的なものがうかがえるのではないかと考えるからである。そこで以下『公卿補任』を中心に簡単にみてみよう。

① 藤原常行 貞観六（八六四）年、廿九歳で参議に列せられている。右大臣藤原良相の一男として生れ、仁寿三（八五三）年正月、十八歳にして藏人に補せられ、右衛門佐、周防権守、右近権少将を歴任し、斉衡二（八五五）年十月藏人頭に任ぜられている。

② 南淵年名 右の常行と同じく貞観六（八六四）年に参議となっている。彼は南淵永河の一男であり（あるいは弘貞の男ともされる）、奈呂鷹の孫である。天長九（八三二）年廿六歳で文章生、同十（八三三）年には少内記、承和七（八四〇）年正月に藏人となっている。筑前、尾張守を経て嘉祥三（八五〇）年十一月には式部少輔になり、斉衡三（八五六）年六月藏人頭となり、同十月には春宮権亮を兼ねることとなる。天安元

(八五七)には式部大輔、同三(八五九)年勘解由長官、貞観五(八六三)年、左大弁となっている。

◎藤原良近 彼は藏下磨の子種継の孫で吉野の男である。『尊卑分脈』(二)には「天安藏人」とある。父の吉野は先述した通り延暦寺の俗別当になっており、藏人頭を歴任し皇后宮大夫をも兼ねた淳和天皇の側近であった。良近は参議にはならなかったらしく、神祇伯でなくなっている。

◎在原行平 貞観十二(八七〇)年参議となる。弘仁九(八一八)年平城天皇の孫、阿保親王の息として生れた。承和七(八四〇)年正月藏人に任ぜられ、侍従、因幡守、兵部大輔などを歴任している。貞観六(八六四)年左兵衛督に任ぜられた。参議になった年、検非違使別当に補された。

◎藤原保則 藤原貞雄の男で治部少丞、民部大丞、兵部大丞、式部少丞、民部大輔などを歴任し、寛平四(八九二)年参議に任ぜられた時も左大弁はもとの如しとある。

◎橘広相 かの「阿衡の紛議」の因をつくった人物である。もとの名を博覧といい、奈良麻呂五代の孫、峯範の男である。

貞観二(八六〇)年文章生、同六(八六四)年廿七歳で藏人、同九(八六七)年文章博士となる。同十一(八六九)年には東宮学士、同十六(八七四)年には右少弁、同十八(八七六)

年には左少弁となる。同十九(八七七)年正月弁を止めて式部大輔となり、同二月藏人頭となる。元慶五(八八一)年には右大弁となった。尚『三代実録』(巻第卅一)元慶元(八七七)年六月廿七日条に、

勅遣=権律師法橋上人位延寿、正五位上行式部大輔兼美濃権守橘朝臣広相於東大寺大仏前、限以三日、修法祈雨、遂不_レ得_二嘉澍_一、

とみえる。広相の任じられていた時期は貞観十七(八七五)年十月廿四日から元慶元(八七七)年十二月廿一日以前の間となるから、右の記事はその任期中のこととなる。祈雨のための修法の勅使として俗別当が遣わされたことがわかる。

さて以上の記事に共通する事実はあるにか。かれらがいずれも藏人、弁官などを歴任した人物であった点であろう。この事実は俗別当の性格というものを考える上で注目すべきことで、延暦寺の初代俗別当である藤原三守が藏人頭、式部大輔になっていること、大伴国道が右大弁であったことなどを想起すべきである。

さて『東南院文書』中には、元慶八(八八四)年十一月十三日東大寺の俗別当として在原行平が再び定められたという記載はないが、『東大寺別当次第』第三十一、祥勢の項にはみえており、又『平安遺文』にもその時の「僧綱牒案」が収められている。しか

もこの文書には、東大寺をはじめ興福、法華、元興、新薬師、大安、延暦、薬師、唐招提、西大、秋篠、法隆、四天王等諸寺の俗別当が記載されており、俗別当の史料としてもまことに興味ぶかいのである。参考のため次に掲げておこう。

僧綱牒〔以十一月廿八日到来 正文逕送〕東大興福元興新薬師招提西大秋篠法隆天王寺別当三綱

定諸寺檢校別当事

東大寺

右寺、以正三位行中納言兼民部卿在原朝臣行平為別当、

興福寺 法華寺

右寺、以大納言正三位兼行右近衛大將太皇太后宮大夫陸

奥出羽按察使藤原朝臣良世為別当、

元興寺

右寺、以大納言正三位兼行彈正尹藤原朝臣冬緒為別当、

新薬師

右寺、以參議正四位下行左近衛中將藤原朝臣有実為別当、

大安寺 延暦寺

右兩寺、以參議正四位下行左大弁兼播磨守藤原朝臣山蔭為

別当、

薬師寺

右寺、以參議正四位下行左兵衛督源朝臣光為別当、
招提寺

右寺、以參議正四位下行皇太后宮大夫藤原朝臣国經為別当、

西大寺

右寺、以參議正四位下行右兵衛督源朝臣冷為別当、

秋篠寺

右寺、以左大臣為別当
檢校

法隆寺

右寺以參議正四位下行右衛門督藤原朝臣諸葛為別当、

四天王寺

右寺以中納言從三位兼左衛門督源朝臣能有為別当、

牒、玄蕃寮今月八日牒傳、治部省十月廿五日符傳、被太政官

去九月七日符傳、左大臣宣、奉 勅、件檢校別当等所定如件

者、省宜承知、依宣行者、寮宣承知、依件行之者、僧綱寮狀、

依件行之者、每寺宜承知、依件行之、故牒、

元慶八年十一月十三日 從儀師玄幹

權僧正

威儀師峯高

少僧都平恩

威儀師承俊

權少僧都

威儀師慧寵

律師

威儀師觀海

律師

権律師

「奉行

別当律師

都維那

上座

寺主威儀師代差澄」

これによっても明らかな如く、諸大寺の俗別当（但し秋篠寺は俗
檢校）がこの頃には公卿によって占められていたことを知るので
ある。しかし実際上は弁官・史官が活躍していたものであろう。
寛平二（八九〇）年、宇多天皇尚侍藤原淑子御願の円成寺におい
て「以弁史置俗別当」とあるのもそれであらう。

① 造東大寺司の機構その他については、井上薫氏の名著『奈良朝仏教
史の研究』第七章第二節に詳述されている。

② 造東大寺司の廃止に関する政治的背景については、山田英雄氏「桓
武朝の行政改革について」（古代学協会編『桓武朝の諸問題』『古代
学』十の二・三・四）所収、一四八一—一五〇頁）に詳しい。

③ 竹内理三氏「造寺司の社会経済史的考察」（『日本上代寺院経済史の
研究』所収、六七頁）。

④ 『寧楽遺文』中巻、宗教篇、造寺所公文。

⑤ 同、中巻、経済編上。

⑥ 尚、平岡定海氏『東大寺の歴史』第四節「東大寺の経済」に、東大
寺司の長官が皇后宮職にかつて関与した人が多いことを指摘されてい
るが（同書三十七—三十八頁）、その点、俗別当が天皇の近臣者であ
ったことと共通する。

⑦ 『類聚国史』卷百八十、仏道七、諸寺。

⑧ 「平安仏教の成立」（家永、赤松、圭室監修『日本仏教史』I所収、
一八〇頁）。

⑨ 『類聚国史』卷百八十六、仏道十三、僧尼雜制。

⑩ 『令義解』卷一、職員令。

⑪ 『平安遺文』第一卷、二六号。

⑫ 同 第一卷、二八号。

⑬ 同 六三三号。

⑭ この「別当内豎」に関連して注目されるのは、井上薫氏が「東大寺
写経所の推移」（『奈良朝仏教史の研究』三六七頁）において、東大寺
の御執経所の承宣者や經典奉讀使に内豎や内豎の経歴をもつ者が多い
ことを指摘されている。さらに氏は天皇の私的な写経所である性格を
濃厚にしているとされるが、これは俗別当がとくに皇室と関連のある
寺院において設置されたことと無関係ではなく、俗別当を考える上に
も注目すべきことであらう。

⑮ 『平安遺文』第一卷、二二一号。

⑯ 同七二、七四号。

⑰ 同六六号。

⑱ 同八〇号。

⑲ 『群書類従』卷五六、補任部十三所収、廿六伝燈大法師真昶の項に
みえる。

⑳ 『延喜式に於ける寺院』（『律令制と貴族政權』第Ⅱ部、五三三頁）。

㉑ 『平安遺文』第九卷、四五〇八号には「造東大寺司牒」となっており、
『大日本古文書』では「東大寺俗別当牒」となっている（家わけ
十八の一、一一二号）。

㉒ 『平安遺文』第九卷、四五〇五号及び『大日本古文書』家わけ十八
の一、一五八号。

②『大日本古文書』家わけ十八の一所収。

③「延喜式に於ける寺院」（前掲書、五三四頁）。

④『続日本後紀』卷三、承和元年三月一日条及び卷十、同九年三月二日条に、「勅。女官別当。雖非職員。所掌之物。不異諸司。宜准侍從厨。四年、為限。遷代之目。責解由状」とある。

⑤「延喜式」卷二十一、玄蕃寮の項に、「凡諸大寺并有封寺別当三綱。以四年、為秩限」とある。

⑥『群書類從』卷五六、補任部十三所収。

⑦第九卷、四五四七号。

⑧『類聚三代格』卷二所収、寛平二年十一月廿三日の太政官符。

(八) 東寺の俗別当

さて、延暦寺とならんで平安京に建てられた東寺の俗別当はどうであつたろうか。いうまでもなく東寺（教王護国寺）は、延暦十五（七九六）年の創建、弘仁十四（八二三）年空海に勅賜された真言密教の道場である。同寺の俗別当について、東寺の縁起・変遷をしるした『東宝記』^①（第七）に東寺俗別当初例として次の様にみえる。

一、東寺俗別当初例

請令東寺俗別当檢按真言雜事

右沙門名奏聞、道依人昌、人依道昇、内外相持、方有長隆、然今雖云東寺神護金剛峯寺有俗別当而但主

◎峯下與本有等字

造作之事、不檢按真言宗之事、至如延暦寺、不經省

察、別当全行天台宗之事、謹案太政官去弘仁十四年二月廿六日置比叡山寺別当符、一事已上宜申別当者、又同年十月十日符、真言宗僧伍拾人、自今以後住東寺、莫令他宗僧雜住者、望請、真言宗、得度、講誦、修等雜事、准延暦寺之例、令東寺俗別当同加檢按、伝法閣梨、當時為法領者、先当簡定、經俗別当、請用処分、一如延暦寺不殊、謹請天裁、如天恩允許、請宣付所司、

承和五年九月 日

太政官符治部省

應令東寺俗別当處置真言宗雜事准延暦寺事

右得律師伝燈大法師実惠牒狀、僧、道依人盛、人依道昇、内外相持、方有長隆、而今東寺神護金剛峯等寺、雖有別当而唯主造作之事、不預真言之宗、至如延暦寺別当、全行天台宗之事、望請、令東寺俗別当檢按真言宗之事、件宗得度及任諸國講誦師等、諸事令當時伝法阿闍梨承宗柄者、商量簡定、而後奉申別当、其処置之事、准延暦寺別当、謹請処分者、被權中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣、僧、奉勅依請者、省宜承知、符到奉行、

承和六年四月十一日

左大史正六位上山直

これによると東寺俗別当は承和五（八三八）年九月以前にすでに設置されていたが、従来は「造作之事」のみが職務であった。

そこで今回延暦寺が「天台宗之事」を検校している例にならぬ東寺の俗別当にも「真言宗之事」を検校させ、具体的には得度、諸国講読師の任免の事等について掌らしめて欲しいと請うているのである。そして承和六（八三九）年四月十一日の太政官符においてこれが許可されていることを知るのである。尚右の文書によると神護寺、金剛峯寺（後述）にも同じく俗別当の設置されていたことをしる。

ともあれ、東寺の俗別当は造作の事についてのみは承和五（八三八）年以前にすでに置かれていたが、同六（八三九）年に至り延暦寺のそれと同じ職掌をもつ俗別当として設置されるようになったことがわかるのである。延暦寺の例にならうとあるから弁官・史官が中心に任ぜられたのであろう。後のことであるが、長保二（一〇〇〇）年十二月廿九日の「造東寺年終帳」^②に、

四石五斗

俗別当史・歳末料

とあるところからも、この頃東寺の俗別当には史官が任ぜられていたこと、それに対する「歳末料」として長保二年には四石五斗が寺家より出されていたことがわかる。

① 『続々群書類従』第十二、宗教部所収。

② 『平安遺文』第二巻、四〇五号。

（二）金剛峯寺・観心寺の俗別当

さて以上で延暦、東大、東寺等の大寺においては、中央の官人即ち左右大臣、左右弁官・史官などが俗別当を兼ねるものであったことがわかった。

しかるにこの他の寺院において国司をもつて俗別当に充てている場合があった。国司が神社の検校をすることは先に定められているところであるが、次にその一、二の例についてみてみよう。

金剛峯寺にはじめて俗別当が置かれたのは承和三（八三六）年五月で、紀伊国司を以て之に充て、また造営料として紀伊伊都・那賀両郡の正税穀五百斛を之に充てた。同寺は前年二月卅日に定額寺とされているから、この度の措置はそれに応ずるものであったと考えられる。さらに貞観十八（八七六）年七月廿二日には、

金剛峯寺水陸田卅八町在紀伊国伊都那賀、名草、牟婁四郡、
勅免其租、永為寺田^③

と、寺田が定められ、それ以後同寺は当国の正税を以て修理料に充てられる例となる。^④

河内国観心寺でも国守又は介が俗別当とされた。元慶七（八八三）年九月十五日の「河内国観心寺縁起資財帳」^⑤所収の承和十（八四三）年十一月十四日の太政官符には、

以「当国守」充「件寺別当」、若守遙授、以「介充」之、立為「恒例」、とあって、国守が遙任であれば介をあてて以後恒例とするようにいつている。事実この資財帳の最後には、

俗別当

国守従五位上藤原朝臣

とある。

右の様に国守又は介が俗別当に任せられるということであれば自らその任期も在国中ということになる。とにかくここでも中央の官人が俗別当に充てられたことがわかるのである。

① 寺院については、『類聚三代格』卷三、定額寺事に延暦十五年三月廿五日の太政官符が収められており、その中に定められている。又神社については、『日本後紀』卷第廿二、弘仁三年五月三日条に制せられている。

② 辻善之助氏『日本仏教史』第一卷、上世篇、三三五頁。

③ 『続日本後紀』卷十、承和八年二月七日条。

④ 『三代実録』卷第廿九。

⑤ 『平安遺文』第一卷、二二〇号、延長二年十二月十三日の太政官符案及同第二卷、四四六号、寛弘四年十月十一日の紀伊国金剛峯寺解案。

⑥ 『平安遺文』第一卷、一七四号。

(木) 氏寺の俗別当

『続日本後紀』承和四（八三七）年五月七日条に、近城諸寺、住持寂絶、淫濫屢聞、詔定「別当」、令「其糾正」、以「

文武官五位中明察鯁直者充之、

とみえるのが注目される。そのわけは、この詔が官寺以外の氏寺に対する俗別当設置の公布ではなかったかと考えられるからである。そこでこの点について少し触れておきたい。

仁寿三（八五三）年十二月二十二日の「太政官牒」①には、越後

権守正五位下坂上大宿禰正野をして清水寺の別当にするようにいつているのであるが、そこに引用されている承和四（八三七）年五月七日治部省に下した太政官符においてこの詔に触れており、別当を設置すべきことが述べられているのである。清水寺は坂上氏の氏寺であり、弘仁初年より「寺家之職」は坂上田村麻呂の子孫によってなすよう定められている。②したがってここでも坂上氏の五位のものが俗別当に充てられているのである。又他の氏寺の俗別当の存在が承和四（八三七）年以降に認められることも注意されると思う。例えば西文氏の氏寺として知られる河内国西琳寺においても俗別当としてみえるのは延喜十六（九一六）年であった。すなわち『西琳寺文永注記』（寺官事）に、

俗別当

六十代
延喜十六年帳云。 俗別当淨野宿禰。

永延元年帳云。

俗別当文宿禰。

とあることからみられるのである。勿論ここにみえる淨野、文は檀越として記されているところの西文氏の枝族である。当寺が④

奈良末より西文氏によって相承されてきたことはすでに井上光貞氏によって述べられているところである。又大伴氏の氏寺である紀伊国粉河寺でも貞観年中（八五九—八七六）の益継が初代の俗別当とされているのである。^⑤

右のことから、氏寺の俗別当というものが承和四（八三七）年のこの時から制定されたとみてほぼ誤りではない様に思う。ただし従来より寺院内部の事に関してこれにかわる「寺家之職」などといわれていたものが存在していたことは先の清水寺においてみた如くであるが、それが官寺の俗別当設置に伴い、一定の制として定められたのが承和四（八三七）年であったと思われるのである。

尚藤原氏の氏寺であり官寺でもある興福寺は『西宮記』（卷十三）諸宣旨に「奉勅以氏官人^ニ為興福寺別当^⑦」とあり、又同記（卷十四）裏書にも、

延喜六年十月十三日、令當時朝臣給大納言藤原、興福寺申以左大臣為檢校、前例以氏中^{寺カ}互相為件案別当、今以氏長者可当

其事、申請依請、

とあって、氏中の官人、互相を以って別当に充てていたことがわかり、延喜六年には氏長者をこれに当てるようになっていたのである。そして長保三（一〇〇一）年十月三日には左大弁藤原説孝

が興福寺別当に補されているから、そのころ弁官が充てられたことがわかる。^⑨

以上私は延暦、東大寺をはじめとする諸大寺の俗別当の成立を通してその官人俗別当としての性格、役割などについてみて来たのであるが、これを要するにその成立期の役割は最澄が「山家学生式」で意図した僧尼の法制に関する俗権の統制ということにあった。そして實際上設置された俗別当は延暦寺においては勘籍のことなど「天台宗之事」を校校したし、東大寺の初期においては寺領検察、又東寺においては造作のことはじめ得度、講読師の任免などの雑事に関してその役割を果たしたのである。又その俗別当は延暦寺、東大寺においてみられた如く中央の官人（大臣、弁官・史官）によって補されており、したがって皇室を含む貴族と寺院との関連をより深め、結果として寺院貴族化に大に関わりのある存在であったということが出来よう。

それではこの様な俗別当の源流はどこに求められるであろうか。その点について次に述べてみたい。

① 『平安遺文』第一卷、一一三号。

② 辻善之助氏『日本仏教史』第一卷、二四六頁所引の弘仁元年十月五日の勅に「件清水寺為鎮護國家之庭、則田村丸之苗裔為僧成寺家之職、以僧延鎮之門徒、為修治寺之司矣」とある。

③ 『統群書類従』第二十七輯下釈家部所収。尚これについては荻野三

七彦氏「河内国西琳寺縁起に就いて」（『美術研究』第七九号所収）参照。

④ 「西琳寺文永註記」寺官事、檀越項。

⑤ 「王仁の後裔氏族と其の仏教——上代仏教と帰化人の關係に就いての一考察——」（『史学雑誌』第五十四編第九号、九四六頁）。

⑥ 西口順子氏「紀伊国粉河寺とその縁起」（『史窓』第二十一号所収、五七頁）。

⑦ 故実叢書所収、西宮記（二）、二四二頁。

⑧ 同（二）、二五二頁。

⑨ 『朝野群載』（国史大系第廿九上）卷第七、棋録家。

三 俗別当の源流

（イ）法頭の變遷

俗別当の源流について考えようとする時、われわれは『日本書紀』推古天皇卅二（六二四）年四月及び大化元（六四五）年八月の詔にみえる「法頭」の存在を無視することは出来ないであろう。この法頭は仏教統制の俗官とされているものだからである。便宜上その関連部分の記事をここに掲げておこう。

○（推古卅二年四月三日）有_二一僧_一、執_レ斧_二殿_一祖父、（中略）

（十三日）詔曰、夫道人尚犯_レ法、何以誨_二俗人_一、故自今已後、任_二僧正僧都_一、仍_レ應_レ檢_二按僧尼_一、（十七日）以_二觀勒僧_一為_二僧正_一、以_二鞍部德積_一為_二僧都_一、即日、以_二阿曇連_一為_二法頭_一、（九

月三日）按_二寺及僧尼_一具錄其寺所造之縁、亦僧尼入道之縁、及度之年月日也（下略）^①

○（大化元年八月五日）（上略）巡_二行諸寺_一、驗_二僧尼奴婢田畝之_一、而_レ尽頭奏、即以_二来目臣_一、_門三輪色夫君、額田部連男、為_二法頭_一。^②

さて、この法頭は、古代における僧官制の成立を考える上に重要なものであるため、従来多くの諸先学によって取りあげられ論究せられてきた。中でも井上光貞、田村円澄^③両氏等によって明らかとされた点が多い。すなわち、法頭の職掌について井上氏は僧尼を監督するのが僧正・僧都で、寺院の財産・僧尼の名籍を監督するのが俗的機関としての法頭の役割とされ、これを二元的に考えられたのに対して、田村氏は僧正のもとに僧都・法頭があり、僧都は僧尼名籍に関し、法頭は仏寺名籍にあたり、とくに書記的機能が重視されたとして一元的形態に扱っておられる。さらに田村氏は法頭が天武天皇十二（六八四）年まで存続し、その職務は持統天皇四（六九〇）年ごろ成立した玄蕃寮に引き継がれたとされている。

さらに最近になって佐久間竜氏がこの法頭について従来の説に検討を加えられているのは注目されよう。^④すなわち、佐久間氏はその職掌について詔の読みかたから井上説をとっておられ、田村

氏の所謂法頭が僧正の支配下にあったという考え方には説得力が欠けるとされ、さらに僧綱が玄蕃寮の被官である事を考えあわせ、僧正の下にあった法頭が玄蕃寮に吸収されたと考える田村説に承服しかねるとしておられる。しかし、それらの指摘に同意は出来ても、佐久間氏が法頭を「恐らくは理官の被官としての玄蕃寮的なものになっていったのではないかと考えている」^⑦とされ、それ以上論及されていないのは少々ものたりない。更に井上、佐久間両氏が詔後法頭の記事をみない^⑧とされている点は如何なるものであろうか。私は田村氏が註において指摘されている後の法頭の史料を重視したい。すなわち、薬師、広隆、法隆寺の法頭がそれである。それらの性格及び職掌を知る事が法頭に一つの解明を与えることにもなるのではなからうか。そしてそれがまた俗別当の源流の問題にもつながるのではないかと考えるのである。次にその史料をみよう。

(一) 薬師寺三綱牒^⑩

(大橋一)

薬師寺三綱牒 造東大寺司務所

講法華經拾部在後八十卷之中一部第一卷相替

右得先三綱願照等状云。件經、以去天平感宝元年五月廿二日、奉請東大寺、受使春宮坊舍人常世連馬人者、今依辞状、差法頭。並栗秋麻呂充使、奉請如件、以牒。

天平勝宝五年三月十一日 都維那僧脩智

上坐僧栗固

寺主法師弘曜

(二) 広隆寺縁起^⑪

謹檢日本書紀云。推古天皇十一年。冬十一月己亥朔。皇太子上宮王謂諸大夫曰。我有尊仏像。誰得此像。將以共敬。秦造河勝進曰。臣拜之。便受仏像。因以造蜂岡寺者。謹檢案内。十一年冬。受仏像。小墾田宮御宇。推古天皇即位壬午之歲。奉為聖德太子。大花上秦造河勝所建立。広隆寺者。但本旧寺家地九条河原里一坪二坪十坪十一坪十三坪十四坪廿三坪廿四坪廿六坪卅四坪。同条荒見社里十坪十一坪十四坪十五坪合拾肆町也。而彼地頗狹隘也。仍遷□□□五条荒蒔里八坪九坪十坪十五坪十六坪十七坪。并六ヶ坪之内。即施入陸地肆拾肆町肆段宅陌玖拾貳步也。又去延曆年中。別当法師泰鳳。竊取流記資財帳等逃亡。又去弘仁九年。逢非常之火災。堂塔步廊。縁起雜公文等悉焼亡。然則此寺縁起資財帳等共焼亡。或散失。雖然或地治開付図帳。或地常荒未開発。或地入京。未入其替。今為後代。粗注其由。留置寺家。以為累劫亀鏡。

承和五年十二月十五日

檀越大秦宿禰永道

大別当伝灯大法師位寿鑑

法頭。朝原宿禰明吉

少別当伝灯大法師位道昌

都維那伝灯住位僧惠取

上一座伝灯満位僧賢禪

寺主伝灯満位僧安恵

(三) 上宮聖徳太子伝補闕記^⑫

(上略) 庚午^{十四}年四月卅日夜半。有災。斑鳩寺。(中略) 斑鳩

寺被災之後。衆人不得定。寺地。故百濟入師率衆人令造。

葛野蜂岡寺。令造川内高井寺。百濟聞師。円明師。下水君

雜物等三人合造三井寺。家人馬手。草衣之馬手。鏡中見。

凡波多。犬甘弓削。薦阿見等竝為奴婢。黒女連麻呂爭論麻

呂弟万須等。仕奉寺法頭。家人奴婢等根本妙教寺令白定。

麻呂年八十四。己巳年死。子足人。古年。十四年壬午八月廿

九日出家大官大寺。麻呂者。聖徳太子十三年丙午。年十八

年始為舍人。癸亥年二月十五日。始出家為僧云云

さて、右の(一)は『正倉院文書』中に収められている「薬師寺三

綱牒」であるが、ここにみえる願照は薬師寺寺主であった。文書

の趣は去天平感宝元(七四九)年五月廿二日薬師寺は東大寺より

法華経を借りた。その時の使は春宮坊(時に春宮は後の孝謙天皇)

の舍人である常世連馬人であったが今その一部を替えて欲しいの

で薬師寺の法頭並栗秋麻呂を使とするからよろしくたのむとい

のである。ここで秋麻呂が薬師寺寺主の使として充てられている

こと、即ち請経使となって遣送されていることがわかる。この並栗

秋麻呂は天平勝宝五(七五三)年三月廿五日の「装束司解」にも辛

檀一合敷布二条を返送するのに「付並栗秋万呂」とあり、又同年

五月四日の「上馬義経敷布返送注文」にも「返送於薬師寺、便使

並栗秋万呂」とみえ、法頭がこの様な使となっていたことがわか

る。

(二)は承和五(八三八)年十二月十五日の「広隆寺縁起」である

が、ここでは法頭は檀越、別当、三綱と連署しており寺院資財に

関与していたことがわかる。この檀越大秦宿禰永道と法頭朝原宿

禰明吉との関係はどうであつたろうか。朝原氏は、太田亮氏『姓

氏家系大辞典』によると、山城の大族である秦氏の一族で葛野郡

朝原(あさはら)の地名を負つたものである。はじめ忌寸であつ

たが弘仁二(八一)年宿禰を賜っている。ただ明吉なる人物は

はつきりしないが、その一族とみなされる主税助外従五位下朝原

宿禰嶋主は承和元(八三四)年二月二日、造船使の次官に任ぜら

れていること、又承和三(八三六)年四月廿九日の『続日本後

紀』には「遣唐医師山城国葛野郡人朝原宿禰岡野改本厠。貫附

左京四条三坊」とあり、平安京の中に住いをかえていることな

どから、かなりこの一族が活躍、発展していたことがわかるので

ある。この様に葛野郡の帰化人系豪族が広隆寺の法頭になって寺

院経済に關与していたことは注目すべきことであらう。

(三)補闕記は作者も成立年代も不明であるが、平安遷都を予言する一節があったり、延喜十七(九一七)年成立の藤原兼輔の「聖德太子伝曆」^⑨がこの補闕記を引用しているところから、その成立は遷都のあった延暦十三(七九四)年以后延喜十七年以前と推定されている。^⑩又補闕記には所謂法隆寺再建非再建論争の重要なポイントである「庚午年四月卅日夜半。有災斑鳩寺」なる記事があり、これが『日本書紀』の原資料の古い形を示すと考えられるところから、法隆寺被災年月日の問題、ひいては補闕記の史料価値評価をも複雑にしているのである。^⑪本稿はその目的ではないからこの問題についてこれ以上の深入りはさけるが、この補闕記によるかぎり、庚午の年(それが推古天皇代か天智朝かいずれにしても)火災後に法隆寺には法頭があったことがわかる。したがって補闕記成立の時期においても又、法頭の存在を確認しうるのである。さらに兼輔の「聖德太子伝曆」の法頭に関する部分では「婢黒女。奴連麻呂等。常訴冤枉。連麻呂弟^{ヤツコ}兼浦。性堪^{マカウラ}領^{ミツ}寺。為^{ナリ}法隆寺法頭」となっており、かれの時代においても法頭がそのままに記載され、さらに「性勘^{ミツ}領^{ミツ}寺」と法頭の役割について寺を領すること即ち管理にあったということさえ述べられているのである。尚補闕記にみえる黒女連麻呂を兼輔はわけて

考えているが、黒女というのが古代における官奴婢をいった普通名詞であるらしいところから、^⑫特定の人名でなく象徴的につけられた名前ではなかったかとも考えられるが如何なものであろうか。この麻呂は補闕記によると聖德太子の舍人であって、太子に早くから仕え、推古天皇十一(六〇三)年には出家もしている。したがってこの様な人物が太子のどちらかといえは私的な寺院である法隆寺の法頭をつとめていたと考えられるのである。

以上のことから、次の様なことがいえそうである。

(1)法頭は斑鳩寺(法隆寺)、広隆寺など私寺的色彩のこい寺院に置かれた寺院の管理者であった。

(2)従って法頭には、その寺院と密接な関連を持つ者になった。

(3)法隆寺、広隆寺にみられる如く、法頭は主として聖德太子関係寺院、したがって新羅仏教系統の寺院に設置された俗官という色が濃厚であった。

したがってここに見える法頭は先の推古及び大化の時の法頭と同系列と考えられるもので、右の三寺の法頭はその具体的な姿を示す史料といえよう。

この様に見てくると、法頭の職掌が玄蕃寮に吸収されていたと考えるのは如何であらう。玄蕃寮の頭が設置された以後においてもこの法頭が見られるからである。さらに法頭が舍人の経歴を

もつものであったり、檀越の一族であるということは俗別当の性格と近似しているが、この法頭設置の寺院が特定であったり、又史料のせいもあるが断片的であったり、又俗別当初見以後にも法頭の存置がみられるところから「官人俗別当」の源流とは考えられないと思う。しいていうならば、先述の氏寺における「寺家之職」^②の如き内容であったから氏人(檀越)俗別当に近いものであったのかもしれない。ともかく、ここで法頭を俗別当の源流として考えることには少し無理があるように思う。尚薬師寺、法隆寺には先述の如く元慶八(八八四)年に諸寺と共に俗別当が任ぜられているが、^⑤広隆寺では後俗別当設置のことはみられないし法頭についてもその後どの様な変遷をたどったものか明らかにしがたい。

- ① 『日本書紀』卷第廿二。
- ② 同、卷第廿五。
- ③ 井上光貞氏「日本における仏教統制機関の確立過程」(『日本古代国家の研究』所収)、二葉慈香氏『古代仏教思想史研究』第一篇第四章、仲野浩氏「大化改新と仏教についての二、三の問題」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上巻所収)、田村円澄氏「玄蕃寮成立考」(『続日本紀研究』第十巻四・五合併号所収)同「鴻臚寺と玄蕃寮」(『日本仏教』第十九号所収)、佐久間龍氏「古代僧官考」(『仏教史学』第十三巻第一号所収)など。
- ④ 「日本における仏教統制機関の確立過程」(前掲書三三三—三四六頁)。「以下これによる。」

- ⑤ 「玄蕃寮成立考」(十五—十七頁)、「鴻臚寺と玄蕃寮」(九—十六頁)。「以下これらによる。」
- ⑥ 「古代僧官考」(八—十頁)。「以下これによる。」
- ⑦ 同、(九頁)。
- ⑧ 井上氏前掲論文(前掲書三三九頁、佐久間氏前掲論文(九頁)。
- ⑨ 「鴻臚寺と玄蕃寮」(十一頁)の註⑥。
- ⑩ 『大日本古文書』卷三、正倉院文書。
- ⑪ 『朝野群載』卷第二、文筆中、縁起。
- ⑫ 『大日本仏教全書』一一二及び『群書類従』第五輯、伝部一卷第六四に所収。
- ⑬ 竹内・山田・平野共編『日本古代人名辞典』第二巻、願照項。
- ⑭ 『続日本紀』卷第十三、天平十年正月十三日の条に、「立阿倍内親王_二為皇太子_一」とある。阿倍内親王即ち孝謙天皇である。
- ⑮ 『大日本古文書』十二(追加六)。正倉院御物。
- ⑯ 同、正倉院文書。
- ⑰ 第一巻、八四頁、朝原(アサハラ)氏項。
- ⑱ 『続日本後紀』卷三、同日条。
- ⑲ 『大日本仏教全書』一一二。
- ⑳ 『群書類従』第四、五一—六頁。
- ㉑ 尚、この論争の詳細については多くの論攷があるが、村田治郎氏「法隆寺伽藍史」(毎日新聞社「法隆寺」所載)が諸説をまとめて明瞭である。しかし依然としてこの問題に関しては再考すべき点がある様に思う。他日に期したい。
- ㉒ 『日本古代人名辞典』第三巻、黒女項。
- ㉓ 上田正昭氏「婦化人」一四〇頁。
- ㉔ 氏寺の俗別当註②参照。
- ㉕ 東大寺の俗別当註③参照。

(口) 功德使と宮別当

さて前節では俗別当の源流として法頭に注目したが、別系統のものという結論に到達した。この他に先述した造東大寺司の長官及び東大寺に遣された「使」などもその職掌から俗別当と共通点が多く、その先駆的な役割を果たしたものと思われるが、それは臨時に置かれたものであって、やはり俗別当の成立に直接関係のあったものは他に求められるべきであらう。それを私は唐、長安に設けられた「功德使」ではなかったかと考えるのである。

それは「伝述一心戒文」^①（卷上）に次のような文章があるからである。

大唐雜任有「左功德使」。有「右功德使」。今須差「左功德使」。四時令「檢校」。其出身之法者。依「此之旨」。令「聞」藤原大臣。藤原大臣云。吾国無「功德使」。有「宮別当」。云云

即ちこれによれば、左右功德使というのが我が国の「宮別当」に比せられていることが注目されよう。ここにいる宮別当とは、延暦廿三（八〇四）年九月廿三日、弘仁十（八一九）年十一月五日、天長五（八二八）年十二月十六日の「太政官符」にみえる无品親王内親王家の別当官人、すなわち宮家の別当や時代は少し下るが『三代実録』（卷第三十）元慶元（八七七）年閏二月十五日条にみえる「太上天皇宮別当右大弁從四位下藤原朝臣山陰」の宮

別当をさすのであって、所謂天皇家の家政機関の別当であり、天皇の近臣の兼官である。還学生として入唐した最澄が唐中期以降長安に設置された功德使について話すと、それが我が国の宮別当に比せられているのは興味深い。それは共に令制に規定されていない令外の官である点においても共通とされるのである。それではその様な功德使とはどのようなものであったらうか。

この功德使については、はやく塚本善隆氏が「唐中期以来の長安の功德使」^⑥なる論文において詳述されており、それ以後の研究においても諸先学によって触れられてはいるが、これだけ詳細を極めた研究は他に例をみない様に思われる。したがってここでは塚本氏の研究によって以下功德使について簡単に紹介してみよう。

功德使とは詳かには修功德使のことで「檢校修功德」の職にあることをいい、この「修功德」とは財帛を喜捨して造寺造像写經をなし、法事を修し僧に供養し繡織・絵画・幢幡等を以て仏寺を莊嚴すること等形に現われた所謂供養三宝の事業を称するのであって、功德の裏に仏寺僧尼への財の寄附をも含んでいるという。

この功德使は大暦九（七七四）年の京城寺觀修功德使、大暦十三（七七八）の内功德使が早い例で、禁衛軍將軍、宮廷内官等が任ぜられた。徳宗（七七九—八〇四）は即位の年（七七九）一時内外功德使（内功德使に対して寺觀功德使を「外」と称したものの

か）を廃したが間もなく復活し、京城寺観修功德使を左右両街に分つて二人とした。そして貞元四（七八八）年西京に左右街大功德使、東部に東都功德使が置かれ僧尼の籍及功役を総管せしむることになった。僧籍を掌る以上少くとも西京における僧尼管属は従来の管轄である祠部をはなれて内侍禁軍の有力者の手に移った。そして第一回の左右功德使に宦官出身の禁衛軍の武将となり、それ以後歴代の神策護軍中尉という要職の者がこの両街功德使を兼ねる例となる。又このことから東都功德使もおそらく西京同様に内侍省関係者、禁衛軍関係者が任ぜられたものではなからうかとされている。憲宗（八〇五—八二〇）の元和二（八〇七）年にいたり詔があつて僧尼道士はすべて左右功德使の所隸となり祠部司封（司封は道士を管する）はこれに関与しないこととなり、これによつて塚本氏は唐の政治史上における内侍省、禁衛軍関係者の勢力拡張の一面をうかがえるといわれている。又両街功德使の下にそれぞれ副使があるが、これがまた左右護軍中尉副使の兼任であつた。又功德使の職掌については「訳経事業を監統し、訳出経典を中外に宣付し、以つてこの修功德により天子群生の福を庶ふたのであつて、是れその「功德使」たるの職務に他ならぬ」とされている。これを要するに修功德使とは朝廷並に僧徒の修功德の事業を助成し、検校するを主とするものであつて、唐初よりあつた

（従つて唐令に規定された）僧尼検校の官庁崇玄署、祠部などとはことなり唐中期以降の長安に於ける仏教統監上の官職にして多く宦官の有力者（内侍省、禁衛軍関係）の兼官であつたのである。したがつて最澄も「大唐雜任」「大唐新任」と述べているわけである。所謂令外の官であつたのである。

私はこのような中国の功德使こそが、最澄が「山家学生式」で「俗別当兩人」と述べているもののヒントとなつたのではないかと考えるものである。唐の令制が我が国に与えた影響は今更いうまでもないが、令外の官についてもこの様に影響があつたのではなかつたかということを知ることが出来る。この功德使のことを最澄はよく知つていたものの様で、彼の晩年の弟子円仁は「入唐求法巡礼行記」^⑨においてかれが長安に入る時左街功德使のところを訪ずれているのであるが、それを抵抗なく書き記しており、これについての特別の説明をしていないところからみても円仁は長安に功德使というもののいることをすでに最澄より聞いて知つていたものと思われるのである。この様にみえてくると最澄により唐の宗教行政の移入がかなりなされていたことを知るのであり、平安仏教設立者としての最澄の役割がこの様な点にもあることをしたのである。われわれは最澄、空海をはじめとする入唐僧の活躍にあつたためて注意をはらう必要がある。

四 む す び

以上俗別当の源流を考える上に唐の功德使が少からず影響を与えたのではないか、ということ述べてきたが、この問題は軽々しく断じきれないものがあり、問題提起の形で私見を述べてみたのである。大方の御教示を請う次第である。しかしここで宮別当という天皇家の家政機関における別当の問題がこれに関連していることはみのがせないことであろう。

- ① 『伝教大師全集』第一卷、五荷「頭戒論」章、殿上二文。
- ② 『類聚三代格』卷十七、文書并印事及『日本後記』同日条。
- ③ 『類聚三代格』卷十六、道橋事。
- ④ 同、卷二十、断罪賸銅事。
- ⑤ 最澄の入唐は延暦廿三（八〇四）年三月、帰国は翌年の七月である。
- ⑥ 『東方学報』（京都）四所載。
- ⑦ 山崎宏氏の「唐代に於ける僧尼所隸の問題」（『支那中世仏教の展開』第四章、五六七—五九三頁）及び「唐代の僧官——僧統・僧録・僧正——」（同書第五章、六七〇頁）にも功德使のことは詳しく、又諸戸立雄「唐初に於ける仏教教団の統制」（『文化』第十六卷第六号、四六〇頁）、道端良秀氏『唐代仏教史の研究』第一章唐朝の仏教対策第四節寺院僧尼の取締と沙汰、一二二頁）においてもふれておられる。
- ⑧ 「頭戒論」卷下（『伝教大師全集』第一卷所収）には「夫大唐新任有左功德使。有右功德使」とあり、ここでは「新任」といっている。唐令にない、したがって新しく任じたものということであろう。
- ⑨ 『仏教全書』所収。

以上平安初期にあらわれた官人俗別当がどのようなものから成立してきたかを考察して来たのであるが、その俗別当に重職の大臣及弁官史官などが補されていること、また当初の藤原三守をはじめ東大寺にみられる如く、藏人を歴任した天皇の側近の臣によって定められている点、また俗別当の源流として宮別当がかかわりがありそうだ、などの点から、天皇の家政機関である「所」の別当の問題とも関連があることがわかった。したがって、俗別当の成立には是非ともこの「所」の成立を併行して考えねばならないと思う。たとえば『三代実録』（卷四十）元慶五（八八二）年十二月十一日条には、

淳和院永置公卿別当。先是。无品恒貞親王奏言。淳和院。

縁先太后遺旨。為京城尼不能自存者。所依止也。凡

其所行諸事。一如太上天皇在世時。又大覺寺。是嵯峨太上天

天皇旧居也。又嵯峨太上天皇。太皇太后。淳和大后三陵在

其近側。又檀林寺。是嵯峨太皇太后御願所建也。三所行事。

同如一家。請永置公卿別当。令其檢校。詔聽之。

とあり、ここで後院淳和院及び嵯峨の御在所であった嵯峨院のあと大覺寺、檀林寺が同一の公卿別当によって任ぜられている点や、

康保年中（九六四—九六七）の所充^{ともたけ}では雅楽寮の別当に藤原伊尹

を、天王寺別当に藤原兼通を同時に補していることから、^② 所

の別当と寺院の俗別当の関連性が知られる。さらに源高明の『西

宮記』（巻十五）には「補諸司諸寺所々別当二事」とあり、諸司、

諸寺、所所の検校、別当が同時に補任されていることがみえるし、^③

永祚元（九八九）年に至っては、「諸寺別当公卿弁等未置、又所

々有^レ可^レ被^レ置之定、然而其事無一定^④」と述べられている如く、

諸寺の俗別当と宮廷内の所所の別当が同じ性格のものとして同時

に扱われていることを知るのである。このように令外の官として

の俗別当は以後有名無実化名した公卿の兼官ということにおいて、

「所」の別当とまったく命運をともしする存在となるのである。^⑤

ここにおいて、当然「所」の成立ということの問題にしなければ

ならなくなるが、それについては別稿で述べたいと思っている。

ともあれ、この俗別当の成立が漸く律令制度の変質をあらわす平

安初期であったことを考えると、われわれはもう一度この俗別

当の存在に注目しなければならないと思う。

① 二俗別当の成立、(f)の註⑤参照。

② 『禁秘抄考註』（故実叢書所収）中巻、殿上人事。

③ 『西宮記』（故実叢書所収）(一)、二七六頁。

④ 『小右記』（大日本古記録所収）(一)、永祚元年八月廿九日条。

⑤ 『統左丞抄』（国史大系、第十二巻）第三、承久二年三月廿五日、
定文書様、定諸司所々諸寺檢校別当（京都女子大学大学院学生）

俗別当設置状況年表

年 号	西 暦	寺 名	事 項	出 典
弘仁 九八、三七	八八		最澄「山家学生式」において 「俗別当兩人」を提唱。俗別 当の初見。	山家学生式
同四、三三	八三	延暦寺	中納言藤原三守、右中弁大伴 国道別当となる。以後左大臣 を檢校、左大弁、左大史を別 当となす。	天台座主記 徴岳要記
同四、四四	同	同	僧光定戒牒（延暦寺文書）に 別当として三守及国道の名が みゆ。	平安遺文
天長九、	八三	同	僧円珍度牒に別当として三守 と治部少録高向朝臣高主の名 がみえる。	同
同 十、四五	八三	同	僧円珍度牒に別当として三守 及高主の名みゆ。	同
同 十、七八	同	同	僧光定上表文に別当として三 守と共に権中納言藤原吉野の 名みゆ。	同
承和三、五	八六	紀伊國 金剛峯寺	紀伊國司を以て別当とする。	綱年雜集
同四、五七	八七		近城諸寺に詔あり、別当を定 め文武官五位中の明察鯁直な る者を之に充てり。	続日本後紀
同五、五五	八八	東大寺	寺家俗別当正六位上石川真主 を因幡國に遣して寺地勘領を	平安遺文

同 五、八、三	同	同	行わしめる。
同 五、八、三	同	造東大寺司記文案（東南院文書）に、 別当 大法師位円明 参議民部卿朝野宿禰鹿取 内堅高橋朝臣祖嗣 内堅石川朝臣真主 とみゆ。	同
同 五、九以前	東寺 金剛密寺 神護寺	承和五、九以前「造作之事」を掌る俗別当があつたこと実惠の牒状にみゆ。	東宝記
同 五、九	東寺	延暦寺の例にならない、別当に真言宗の事を檢校させて欲しい旨を請う。	同
同 六、四、七	同	承和五、九要求の事、治部省に許可の太政官符下る。	同
同 七、六、三、五	東大寺	阿波国司解（東南院文書）に 使東大寺別当内堅正六位上 石川真主 とみゆ。	平安遺文
同 九、七、二	同	因幡国司、承和五、九、五の太政官符により東大寺使（別当内堅）石川真主と共に寺田を勘札する。	同
同 十、十一、十四	河内国 観心寺	河内国守（又は介）を以て別当とする。	同
同 八、六	東大寺	僧綱表（東南院文書）に、	同

俗別当の成立（菊池）

同 三八七 以前	東大寺	中納言藤原常行、右中弁藤原良近が別当となっている。	平安遺文 大日本古文書
同 三八七	同	参議民部卿南淵年名別当となる。 *これ以後長久三（一〇四二）年に至るまでの『大日本古文書』所収の東大院文書にみえる東大寺俗別当については、別表「補任交替表」に表示したので省略する。	同
同 大、八、元 元慶 五、三、二	貞観寺 大覚寺 檀林寺	俗檢校及別当あり。 公卿別当を置き檢校せしむ。	三代実録
同 七、九、五	観心寺	俗別当として国守従五位上藤原朝臣あり。	平安遺文
同 八、二、三	東大寺 興福寺 法華寺 元興寺 新薬師寺	中納言在原行平を別当とする。 大納言藤原良世を別当とする。 大納言藤原冬嗣を別当とする。 参議左近中将藤原有実を別当とする。	同
	大安寺 延暦寺 薬師寺 唐招提寺	参議左大弁藤原山蔭を別当とする。 参議左兵衛督源光を別当とする。 参議皇太后宮大夫藤原国経を	

寛平 三、二、三	西大寺	別当とする。	
同 七、八、五	秋篠寺 法隆寺 四天王寺 円成寺 大安寺	参議右衛門督藤原諸葛を別当となす。 中納言源能有を別当となす。 太政官符に弁史を以て俗別当を置くとある。	群書類従 類聚三代格
同 八、二、三	長谷寺	「長谷寺縁起文」に、俗別当左大臣従二位藤原朝臣良世とみゆ。	同
延喜 六、六、三	興福寺	左大臣を以てて檢校となす。以前は氏中重相を以てて為し、今は氏長者を以ててあてて。左大臣源光、別当を兼ねる。	西宮記 小右記
同 九	東寺 延暦寺		
同 六	河内国 西琳寺	「西琳寺文永註記」に、俗別当淨野宿禰とみゆ。	続群書類従
天曆 九、九、三	石清水 八幡宮	「石清水八幡宮略補任」に、俗別当史広遠 九月十三日とあり、この日史官の広遠が	大日本史料

永延元、 元、六五	九三	石清水 八幡宮 談國寺	諸寺別当を定む。	村上天皇 御記 公卿補任
同 五、二七	九二	大安寺	皇太后宮大夫源重信は「別当上卿」。	同
天元 五、二五	九二	円融寺	大納言源重信は「彼寺別当」とある。	小右記
安和元、 二、五	九八		諸司・諸寺の別当を定む。	日本紀略
康保年中	九七	天王寺 醍醐寺 元興寺	藤原兼通、別当となる。 別当を補す。	禁秘抄
二、三三	九六	大覚寺 法隆寺 雲林院	参議藤原朝成、別当となる。 参議藤原伊尹、別当となる。	
康保元、 二、三三	九六		諸寺別当を定む。	
補任された。				
永延元、 元、六五	九三	石清水 八幡宮 談國寺	太政官藤原朝成、俗別当 紀朝臣良常が卒去したため、 その替として今まで神主であ った従五位上紀朝臣安遠が、俗 別当職に補任せられ、「宮寺 雑務」を勤仕するようになった ことがみえる。	続群書類従
「西琳寺文永註記」に「俗別 当文宿禰」とみえる。				

俗別当の成立（菊池）

寛治 六、正、八	同 九	承保 三九、三	天喜 五、四、三	長曆 二、三、二	同 四、四、三	治安 三十五	長和 四、三、九
(一九三)	同	(一九六)	(一九七)	(一九六)	(一九四)	(一九三)	(一九五)
円宗寺	同	石清水 (神宮寺)	龍泉寺	石清水 八幡宮 隅田莊	観世音寺	石清水 神宮寺	法隆寺
上卿別当	俗別当補任の名みゆ。	俗別当補任及び権別当頼清な どの名がみえる。	龍泉寺氏人等解案に、 龍泉寺氏人宗岡公明在判 権俗別当宗岡朝臣在判 俗別当散位宗岡公用在判 とある。	俗別当忠延がいるのに神主時 任が別当の執行をしている由、 早くやめるよう石清水の方よ り下文あり。	俗別当少監藤原朝臣	僧兼清解案（石清水文書）に、 俗別当從四位下紀朝臣在判 とある。	長谷寺別当経理が法隆寺別当 及び律師を望む申文を藤原実 資の所へ持ち来たる。実資は 法隆寺の俗別当であるからで ある。しかし律師に任じて欲 しい旨を奏聞することは出来 ないとして申文を返授してい る。
中右記	同	水左記	同	同	同	平安遺文	小右記

嘉保 二、三、三九	(一九五)	石清水 神宮寺	俗別当從四位下紀輔正 権俗別当正五位下同兼貞 從五位上同頼永 從五位下同輔良 同貞行 権俗別当下廊兼仲 などがみえる。 *天永二(一一二)年成立 とされる『江家次第』に石 清水臨時祭の時に俗別当が 幣を捧げて宿院北一門に立 つことがみえている。尚、 俗別当に紀氏が補任されて いるのは、僧行教(紀氏) との関連からであらう。	同
--------------	-------	------------	--	---

《附記》

本稿は京都女子大学大学院文学研究科昭和四十二年修士論文として
提出した『貴族社会の研究』の一部である。

underground in the middle of the Ming dynasty earlier than the appearance of Li-chuo-wu.

The Determination of the Revolutionary routes and
the organization of the Russian officers, on the
eve of the Polish rebellion in 1863.

by

Tetsuro Aratake

In this thesis we have treated the conditions in which the Russian Revolution developed into a military one in the period of the first revolutionary situation between the nineteen-fifties and the nineteen-sixties. In these days, in Russia, the capitalism was yet at an gradual developing stage and the laboring class was not organized, while the revolutionary party could not settle down in mind of the people. In view of these situations, the revolutionists, though they thought a revolution by the people to be essentially important, could not help expecting the army, the only organized power, as the initiative of a revolution. They, after all, failed in a revolution owing to the insufficient preparations. But, in this process, the people deepened their understanding about the people's role as a driving force of historical development, the nature of czarism in the class system, and the basis of the revolutionary alliance between Russia and Poland, which was inherited as a valuable property to the following era.

Formation of Zokubetto 俗别当

—especially on the 'Kanjin' Zokubettô 「官人」俗别当—

by

Kyoko Kikuchi

Zokubetto 俗别当, with close relation of the Buddhist policy in early Heian 平安 era, have been discussed on the Ujibito- (or Dan-otsu) Zokubettô 氏人(檀越)俗别当 in tutelary temples of the country clans alone: Is it really sufficient?

In this article, attending to the fact that Zokubetto 俗别当 in various

established temples, such as Enryakuji 延暦寺, Tôdaiji 東大寺, Tôji 東寺, etc., were officials, such as Sadaijin 左大臣, Udaijin 右大臣, Benkan 弁官, Shikan 史官, etc., we recognize the existence of so-called "officials" Zokubettô 「官人」 俗別当, and refer to their character and part through their forming process; and also we offer the essay that their origin might not be "Hôtô" 「法頭」 as a Buddhist controlling organization in the dynasties of Suiko 推古 and Temmu 天武, but rather "Kung-tê-shih" 「功德使」 in the T'ang 唐 dynasty in China.

We cannot collectively understand the development of the Buddhist policy in early Heian 平安 era without consideration of "official" Zokubettô 「官人」 俗別当 as well as "tutelary temple" Zokubettô.